

令和7年度 第1回市川市男女共同参画推進審議会 開催日時 令和7年7月18日（金） 10時05分～11時45分 開催場所 市川市役所第1庁舎 5階 第3委員会室	
島添主幹	それでは、令和7年度第1回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。 本日の議題1にて会長が選任されるまで、ダイバーシティ推進課長が議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
石川課長	改めてよろしくお願いいたします。 ダイバーシティ推進課長の石川と申します。 それでは初めに、出席委員数のご報告をさせていただきます。 本日ですが、定員15名中10名の委員に出席いただいておりますので、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第5条第5項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。 なお、会議は公開することを原則としており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開することとしてよろしいでしょうか。
	【異議なしの声】
石川課長	ありがとうございます。 本日の傍聴希望の方は、1名いらっしゃいます。 それでは、傍聴の方、お入りください。
	【傍聴人入室】
石川課長	それでは、議題に移ります。 議題1 会長及び副会長の選任についてです。 同施行規則第5条第1項において、「審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する」と規定されております。 どなたかご意見ある方はいらっしゃいますか。 はい、松尾委員。
松尾委員	松尾です。 これまでのご経験を踏まえ、前回副会長も務めていただきました丸谷委員にお願いできればと思います。
石川課長	ありがとうございます。 今、丸谷委員のお名前があがりましたが、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

	【異議なしの声】
石川課長	はい、ありがとうございます。 丸谷委員、いかがでしょうか。
丸谷委員	お受けいたします。
石川課長	ありがとうございます。 本審議会の会長は丸谷委員に決定させていただきます。 丸谷委員、会長席までご移動ください。 それでは会長、恐れ入りますが、就任にあたり一言ご挨拶をお願いいたします。
丸谷会長	微力ではありますが、皆様とご一緒に活発な審議会となるように努めてまいります。 そして、より良い計画を作れるように尽力してまいりたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。
石川課長	ありがとうございました。 それでは副会長の選出に移りますが、ここから進行を会長にお願いしたいと思います。
丸谷会長	それでは、副会長を決めてまいりたいと思います。 私の方からは聖徳大学の上田委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。
	【異議なしの声】
丸谷会長	ありがとうございます。 上田委員いかがでしょうか。
上田委員	はい、お受けいたします。
丸谷会長	副会長就任にあたり、一言ご挨拶をお願いいたします。
上田副会長	はい、恐れ入ります。 初めて参加させていただきながら、このような重責を務めさせていただきまして、皆さんのお力をお借りしながら、丸谷会長のサポートができればなと思っています。 自己紹介いたしますと、聖徳大学の教育学部で教員や保育者養成に関わっております。 教員、保育者の教育にあたっても、やはりジェンダー平等ということは、これからの社会を築いていく教育者、保育者の養成として重要なことだと、常に伝えているところです。 私自身は教育社会学が専門で、その中で学校教育等のジェンダーの関係ということについて、学びを深めてまいりました。

	また実践としては、アカデミックな場でのセクシャルハラスメントや、性的マイノリティの方の生活保障などの問題に取り組んでまいりました。 どうぞよろしくお願いいたします。
丸谷会長	それでは、次第により会議を進めたいと思います。 議題2ということで、男女共同参画にかかる基本計画の策定についてとなります。 事務局から説明をお願いします。
牧野副主幹	牧野と申します。 それでは、議題2 男女共同参画にかかる基本計画の策定について、資料に沿ってご説明させていただきます。 着座にて失礼いたします。 では、資料1の2ページをご覧ください。 計画策定の目的についてです。 社会構造の劇的な変化の中で、より一層男女がともに活躍し、積極的に参画していける社会づくりが必要とされており、そうした社会づくりを目的に計画を策定するものです。 続いて、名称変更についてです。 現在の計画は、平成20年に改定版が策定され、本年度が最終年度となりますが、18年ぶりの策定となる本計画では、計画期間や内容などを大きく見直すこととしております。 そこで新たな計画であることを示すため、仮称ではありますが、名称を変更いたしました。 名称で使用している「ウィズ」には、「男女ともに」、「若いも若きも」すべての人がともに、という意味が込められており、男女共同参画を推進する上での拠点施設、市川市男女共同参画センターの愛称でもあります。 以上のことから、事務局案として、計画の名称を「市川市男女共同参画ウィズプラン」としております。 次のページをご覧ください。 本計画の位置付けについてです。 表のとおり、本計画は、記載の法律・条例に基づいた計画であり、国や県、本市の計画との整合性を図りながら策定し、施策を推進するものとなります。 続いて4ページの計画期間についてです。 昨年度実施した審議会でも一度ご説明しておりますが、令和8年度から令

和12年度までの5年間を計画期間としております。

これは内閣府や千葉県の計画期間である5年に合わせることで、内容の連動を図りやすく、また、社会情勢の変化に即応して、計画に位置付けやすくなると考えたことによります。

基本計画と実施計画を別々に策定するメリットは、長期の基本計画期間中に、短期の実施計画において、施策等の変更、更新を行うことができる点にありますが、計画期間を国や県と合わせて5年間とすることで、別々に策定するメリットはなくなります。

また、現在の基本計画では、理念や主要課題だけでなく、いわゆる実施計画で定める内容である施策まで踏み込んだ計画となっていることから、各実施計画の内容と類似する点が含まれております。

また、男女の実施計画とDV防止実施計画につきましても、同様に類似する項目があり、課題と認識しております。

以上のことから計画の見直しを行うにあたり、すべてを一体化することといたしました。

ただし、社会情勢の大きな変化の中で、見直しが発生することもあるため、期間内であっても必要に応じて内容の見直しを行います。

続いて、基本理念についてです。

条例の基本理念をもとに一文にしたもので、「性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性を認め合いながら、対等な立場で参画でき、誰もが安心して暮らせる社会を実現する」といたしまして、男女共同参画を推進してまいります。

続いて市川市の現状と課題についてです。

資料の5ページをご覧ください。

これまでの基本計画や各実施計画の実績や進捗、市民アンケートの結果等を踏まえ、本市の現状と課題を4つ抽出しました。

男女の地位の平等感について、6割以上の方が平等でないと感じています。

男性はこうあるべき、女性はこうあるべきという固定的性別役割分担意識が根強く残っており、女性の活躍の場への影響が懸念されます。

コロナ禍以降女性相談の面談件数が増加しており、ご自身では抱えきれない思いや悩みに直面されている方が一定数います。

最後に、誰もが暮らしやすい地域となるよう、LGBTQ+の方をはじめとするマイノリティの方々の理解促進が必要です。

以上の策定目的や基本理念、現状と課題を踏まえ、ウィズプランの骨子案を作成しました。

6ページをご覧ください。

こちらは体系図になります。

お示した体系図となった経緯についてご説明します。

18年ぶりの策定となるため、どのような観点で策定していくか検討する中で、男女共同参画社会の実現に向けて、「何が課題か」や「その課題についてどう対応するか」などと個別に検討するのではなく、市川市の男女共同参画をどのように推進していくか、という目標として捉えることといたしました。

目標を設定するにあたっては、性別の違いによって差異が生じていることに着目しております。

また、類似した目標を並べてしまうと、その分だけ方針が増えてしまうため、類似したものはまとめた形で目標を整理しております。

このように考え方を1から組み直し、ウィズプランでは体系図の通り、基本目標3つ、各目標を達成するための個別課題を7つといたしました。

基本目標の1つ目は、ウィズプランのメインとなる男女共同参画に関する目標である「あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現」です。

「あらゆる場面」として、「政策・方針決定過程への女性の参画」、家庭や職場、地域といった場面を意識した「ワーク・ライフ・バランスの実現」、「防災・復興における男女共同参画」の3つを個別課題にしています。

現在も重点課題の1つとしている「政策・方針決定過程への女性の参画」は、国としても、市川市としても、目標値に届いておりません。方針決定過程で多様な視点を取り入れることは、男女共同参画の推進はもちろんのこと、すべての市民の活躍推進のため重要であると考えており、ここから展開する施策の方向性として、女性管理職登用の推進等を想定しております。

2つ目の「ワーク・ライフ・バランスの実現」についてですが、資料7ページにお示したとおり、理想と現実に大きなギャップが生じています。

仕事や家庭、地域活動や趣味などの理想のバランスは人それぞれ違うものですが、それぞれの希望するバランスを理解し、尊重し合うことで、誰もがいきいきとした生活を享受できるようにすることが大切と考えております。

そのため、施策の方向性としては、就労・家庭・地域における男女共同参画の促進等に取り組むことを想定しております。

3つ目の「防災・復興における男女共同参画」については、地震や風水害など自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、防災対策や避難所運営等においても女性視点の取り組みが必要と考えられることから、新規の個別課題として追加しております。

2つ目の基本目標は、「暴力で苦しむことのない社会の実現」としました。

これは現在、DV防止実施計画として別立てで策定しておりましたが、男女共同参画を進める上で、暴力のない安全・安心という生活の基盤は不可欠であることから、変わらず取り組むべき課題として捉えております。

現在のDV防止実施計画には4つの目標に分けられていましたが、ウィズプランでは、暴力を未然に防ぐ部分として、「暴力を許さない社会の実現」を1つ目の課題とし、暴力が発生してしまったときの相談など、事後の部分として「被害者等支援の充実」を2つ目の課題としました。

施策の方向性としては、DVを防止するための啓発の促進や相談体制の充実等を想定しております。

続いて3つ目の基本目標についてです。

男女間の性差をはじめ、年齢や国籍、性的指向、性自認、障がいなどを理由に、社会的困難に直面することが多くあります。

そこで「すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現」を3つ目の目標として設定しました。

その実現にあたっては、多様性を認め合うことで暮らしやすさを感じていただくことや、病気や貧困といった生活上の困難をなくし、健やかな生活を続けることが必要であると考え、その2点を個別課題としております。

これらの多様な個性を認め合える社会、そして誰もが健やかな生活を続けることができる社会は、ひいては女性の活躍にも繋がるものと考

	えております。 施策の方向性といましては、パートナーシップ制度や困難女性支援の連携強化等を想定しております。 説明は以上となりますが、ここまで説明した基本目標、個別課題については、内閣府の第5次計画との整合性を図っております。 今後、内閣府の次期計画案が出て参りますので、その内容も注視してまいります。 本日は骨子案全体について、特に基本目標、個別課題についてのご意見をいただきたいと考えております。 本日いただくご意見を踏まえ、基本目標と個別課題等を再検討したあと、施策の方向性や関連事業などを設定して参ります。 説明は以上となります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
丸谷会長	事務局からのご説明を終わりました。 委員のみなさん、何かご意見はございますか。 松原委員、よろしくお願いいたします。
松原委員	松原と申します。 基本目標が3つございますが、どれも素晴らしく、良いものであると思います。 現実の暮らしを網羅しているのではないかと思います。 その中でご質問がございます。 まず、基本目標1の個別課題2の「ワーク・ライフ・バランスの実現」というところで、3つの方向性が例示されています。 生きるためには収入を得なければならず、そのためには働かないといけません、職場の中でどのようにワーク・ライフ・バランスをとっていくのかということは、個々で対応する部分になると思います。 市川市がその実現にどのように関わっていくのか、私の中では疑問に思っておりますので、質問させていただきます。
丸谷会長	個別課題 2「ワーク・ライフ・バランスの実現」について、市川市の方では施策の方向性に関わってくることかと思えますけれども、どのような内容を考えていらっしゃるのか、事務局の方からご説明いただけますでしょうか。
石川課長	ご質問ありがとうございます。 ワーク・ライフ・バランスは人それぞれで違ったものになっています。まずは自分のやりたいことにどれだけの時間を割けるのか。

	例えば、女性が子育てや介護などに時間を費やし、仕事などの自分のやりたいことができないといったような状況がございますので、そういった意味でワーク・ライフ・バランスの実現を掲げております。 おそらく事業の中では、直接の支援は難しいのかなと思うのですが、例えば女性だけではなく、男性も対象としながら講座等で時間の作り方や家族の協力のあり方などを広めていくようなことができるのではないかと考えております。 以上です。
丸谷会長	ありがとうございました。 意識や時間の使い方というところを啓発的な講座で事業化していくというお答えだったかと思います。 松原委員のご質問やご意見に対して、委員の皆様、何か他にご意見などありますか。 松尾委員、お願いいたします。
松尾委員	ワーク・ライフ・バランスのところについてですが、私ども社会福祉協議会が地域に出ますと、必ずと言っていいほど、担い手不足や関わっている方々の高齢化などが非常に大きな課題として常に出てきます。 地域の多様な課題に対して、様々な視点から課題解決をするためには、多様な人材の確保ということが必要になってくるであろうと思います。 そういう意味では、施策の方向性に「地域における男女共同参画の促進」がありますので、非常にそこを期待するところです。 これは感想です。 それから1つ確認をしたいのですが、ワーク・ライフ・バランスの「多様な働き方の選択」、例えば活動の選択に対する制度の整備といったものは切り離せないのかなと思うのですが、これは施策の方向性や事業の中で出てくることなのか、確認させていただければと思います。
丸谷会長	事務局の方で答えをお願いいたします。
石川課長	制度というのは、国が示すような制度ではなく、市川市の中で、ということでしょうか。 すぐに制度が思いつくわけではないのですが、例えば、直接男女に関わる場所ではないかもしれませんが、税制改革や社会保障制度などを国は見直さなければならないと言っておりますので、そこから影響を受けるようなものがあれば、市としても対応していく必要があると

	思います。 場合によっては、例えば子育てなどで何か新たな方向性が決まれば、それに対応するような事業を新たに実施することはあり得ると考えております。
丸谷会長	多様な人材確保や支援のメニューというものを作っていくにあたって、国の動きもあるけれども、市川市の中でもそれに合わせて事業化していくというようなご回答かと思います。 福本委員、お願いいたします。
福本委員	先ほど、ワーク・ライフ・バランスに関しては、個々それぞれだというお話があって、時間の作り方などについて講座などで対応されるというお話だったのですが、各々の意識が変わらないと男女共同参画は進まないと思います。 個人で頑張れという講座だけではなく、企業の中で男女共同参画を進めていくとか、ワーク・ライフ・バランスを進めるために、会社としての意識を変えていくような講座をするといったものも必要かと思います。 ワーク・ライフ・バランス推進のための企業支援のようなところを他の自治体でもやられていたりするので、そのような会社からの動きと個人の工夫の両方でやらないと、個人だけ頑張れと言ってもなかなか難しいと思います。 これからは、性別関係なく活躍する社会なので、企業もそのサポートしていった方がいいと思っています。 育児介護休業法や男性育休取得に関しても、法律化されていますが、制度があっても使えないと意味がないので、そういったところを職場の人事の方や経営者の方に理解いただくようにしていくことが必要なのかなと感じました。
丸谷会長	個人の意識を高めていくということとともに、市として企業への働きかけも事業としてあると良いのではないかなというようなご感想だったかと思います。 ありがとうございます。 保戸田委員、お願いします。
保戸田委員	現状と課題のご説明をいただきまして、驚いたところがあります。 市川市は先進的な自治体なのではないかと思っていたのですが、固定的性別役割分担意識が全国平均よりも根強いというところです。 私の周りでは共働きの家庭がほとんどです。本市からなぜこういったデータが出てくるのか理由を知りたいなと思っています。

	令和6年度のアンケートを市川市が独自で実施されたのであれば、その回答の割合や年齢比など、分析が必要ではないでしょうか。 もしこれが本当であれば、本計画の策定にあたり、ここは特に力を入れていかなければならないところなのかなと思いました。 また、この体系図を拝見したときに、やはり「ワーク・ライフ・バランスの実現」の部分が浮いて見えます。 例えば、基本目標が3つありますけれども、どれにもワーク・ライフ・バランスは関わってきます。 したがって、基本目標の1つ目である「あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現」という枠組みの中だけで、ワーク・ライフ・バランスを考えるとということに、計画を練っていく中でおそらく限界が出てくるのではないかと感じます。 例えば、基本目標の3つ目「すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現」の中にもワーク・ライフ・バランスが出てくることを考えたときに、そもそもワーク・ライフ・バランスが社会的にも大きなテーマになりつつある背景を鑑みても、基本目標の4つ目に入れてもいいのではないかと思います。
丸谷会長	まず、根強い固定的性別役割分担意識に関するアンケートについて、少し詳細にご説明をしていただきたいと思います。 事務局、お願いします。
石川課長	資料5ページの右上の項目ですが、「夫が外で働き、妻は家を守る方が良い」という考えについて、反対という回答が男女共同参画を考えているという形になります。 反対は国より少ないですが、賛成の数自体は市川市が少なくなっています。その他のわからない、無回答などが多くなっているのも、比較が難しいところです。 わからないという回答はかなり多く、なかなか自分の意識できない部分があるのかなと思いますので、まずはどういうことが固定的な役割分担なのかというところを気づいてもらう必要があるのかなと考えております。 単純な年齢構成ということでしたら、50代が約30%、40代が約20%、30代が約15%、20代が約5%、あとは60代、70代で、一番多いのは40代、50代からの回答となっています。 また、ワーク・ライフ・バランスについてですが、体系を組むにあたって私たちも悩んだ部分でした。

	まさに、こちらの方が良いとか、全体に関わるのではないかといったご意見はいただきたいなと思っていたところでした。ありがとうございます。 基本目標を考えるにあたっては、2番目はわかりやすく、DVを中心として暴力に関する項目ということで設定しています。 3番目のところは、多様性や健康の部分を入れていきたいと考えたときに、男女共同参画というよりは、生活というところをテーマにした方がまとめやすいのではないかとということで設定しています。 1番目は男女共同参画の分かりやすいところで組みました。ワーク・ライフ・バランスについても場面がかなり違って、就労、職場、家庭など様々なものがあるということで、いろいろ広がっていくところをまとめてここにしております。 ご意見ありがとうございます。
保戸田委員	ごめんなさい、アンケートを逆に見ていました。 全国よりは、固定的な性別意識、夫は外で働き妻は家を守るべきだという数値は低いということですね。 数字を少々勘違いしていました。
石川課長	確かに賛成は少ないですが、「どちらかといえば反対」も少ないので、どちらとも取ることができるので難しいです。
丸谷会長	わからないという回答も多いので、どう読み込んでいくのかというのは難しいところだと思います。 これまでのアンケートの詳細を新しい委員に配布することはできるのでしょうか。
石川課長	本日お持ちいただくようにご案内すればよかったのですが、前回のアンケート結果は、新任委員の方には事前に送付させていただいております。
丸谷会長	それでは、基本目標、個別課題の部分について、本日、委員の皆様と意見を出したいと思います。 ワーク・ライフ・バランスの枠組みは、ここで良いのかというご意見が1つ出ました。基本目標3つ、個別課題7つといった分け方や文言など、何かご意見はございますでしょうか。
成嶋委員	文言で1つ気になる点がありまして、2番のワーク・ライフ・バランスという言葉です。私たちも含め、ワーク・ライフ・バランスという言葉で多くの方が認識していると思います。 ただ、他の自治体の方で見かけたときに、ライフ・ワーク・バランス

	と表記しているところがあり、その理由を確認したところ、ライフが先でワークが後というところが基本の考えだと知りました。 やはり私も、仕事があって人生があるというよりは、人生があって仕事があるという位置付けの方が非常に納得できますし、この男女共同参画の意味合いとしても重要な部分ではないかなと思います。もしよろしければ、市川市もこの名称の検討にも取り組まれてもいいのではないかと思います。
丸谷会長	ライフが先ということで、ライフ・ワーク・バランスはどうでしょうかというご意見がありました。 他の委員の方もご意見はありますか。
上田副会長	3点あります。 文言のところでいうと、5番の被害者等の「等」の部分は何が想定されているのかということをお伺いしたいです。 次に、推進体制を基本目標の外側に位置付けていることについて、どのような意図かということをお伺いしたいと思います。 最後、意見のようになってしまいますが、私の専門だと申し上げました「教育」の部分がないと思いました。今までの実施計画の中にも教育はあったので、それが抜けてしまったのはどういったことなのかお伺いしたいと思います。
丸谷会長	事務局、お願いいたします。
石川課長	はじめに、被害者等の「等」ですが、「被害者」は直接被害を受けた方を指しており、「等」が入ることで、ご家族の方を含めて「被害者等」としております。 次に、推進体制の整備が外側に位置していることについてですが、全体に関わる場所、特に進捗管理をしていくことを考えておりますので、基本目標として入れておくことは馴染まないのではないかと考え、全体にかけて進捗管理を含めた体制の整備・管理とさせていただいております。 最後に、教育のところですが、教育をどこに入れるかと検討した際、先ほどのワーク・ライフ・バランスの話と同様に、教育も全体にかかることだと考えました。 政策・方針決定に多くの人に関わっていただくためには、教育が必要だ、暴力のない社会を実現するにしても教育は必要だ、といったように、全てに関わってくるので、そこは施策の方向性の中で、それぞれに含まれるようにしようと事務局としては考えております。 以上です。

丸谷会長	ありがとうございました。 まず、被害者等というところではご家族も含めている、それは加害者の方も含めているということでよろしいでしょうか。
石川課長	申し訳ございません。 今年度から、犯罪被害者に対する支援の条例を作りまして、そこでの定義で行くと、まず被害者がありまして、その家族の方を直接の被害者ではないので「等」としています。加害者については、今のところ想定はしてないのですが、「暴力を許さない社会の実現」のところでは、加害者にならないようにしていくということも必要なことだと思います。ここでの「等」には入っていませんが、そこも考えていかなければならないとは考えております。
丸谷会長	ありがとうございました。 推進体制としては全体を見渡しているので、目標の中に入っていないということ。 また、教育のところは、具体的な事業などで入れていくということかと思えます。 その他にご意見はございますか。 友松委員、お願いします。
友松委員	友松です。 弁護士というよりは、私自身、子育て中の母親としての視点になります。「施策の方向性」の部分は、促進や推進といった意識を高めていく啓発活動のようなニュアンスを非常に感じたのですが、実際には仕事と育児を両立することが難しいです。 例えば、保育園で熱や下痢があるから迎えに来てくださいと言われると、すぐに保育園に行かなくてははいけません。やはりそういったことが、仕事と育児を両立する上で大きな支障になっているという現実があります。 市川市のことではないですが、2日前からの予約制であることで、病児保育が全く使えず、子どもが熱を出すたびに早退したり、何日も出勤できなかったりといったことがあるときに、やはりそこで母親が行かなくてはいけないといった現実があります。 育児と仕事を実現するということは、そういった現実の積み重ねだと思っているので、子育て支援における具体的な部分は、この2番のワーク・ライフ・バランスの実現の「就労における男女共同参画の促進」の辺りが該当するのかなと思いつつ、どこまでそれを入れていただけるのかなとも思いました。

	もちろん、迎えなどは父親も行かなくてはいけないという意識はあると思うのですが、例えば、病院に連れていくとか、病児保育に預けるとか、そういったものをもっと充実させて使いやすくするとか、具体的なところはどこまで入るのかというところが、個人的には気になりました。
丸谷会長	周知や啓発をして、意識が高まっていくことは大事ですが、実際にライフ・ワーク・バランスを実施しようとしたときに使える支援がないと、実現できないというご意見をいただいたかと思います。 事務局の方で何かあればお願いします。
石川課長	ご意見ありがとうございます。 男女共同参画ということで、計画の中には当然子育ての部分も含める形になるのですが、施策の方向性から事業に移った時に、子育て支援となると基本的にはこども部門が具体的な事業を行っていきます。 また、こども部門の計画もありますので、そこと整合性を保ちながら、子育て支援はこども部門の視点からも必要だし、男女共同という視点からもその事業が大切だと意識してもらうことが必要になります。 そういった意味で、関連の事業としての位置付けをする形になるかと思います。 現行計画の中では、主要課題の4で「家庭の確立」などと記載されており、子育てに関するこども部門の事業が多く入っています。 直接、男女共同参画で行うことにはならないかもしれませんが、関連させて意識していくように市として位置付けしていく必要があると考えております。 以上です。
丸谷会長	縦でこの計画を立てていくところで、横の関連を付けていくということも大切で、その整合性をとるということを市の方でしていただけるのかなと感じました。 佐野委員、お願いいたします。
佐野委員	全体に関わる内容で、男女共同参画という視点ではないとは思いますが、一番下に出ている生活の貧困に対する支援についてです。 ライフ・ワーク・バランスについても、やはり根底にこの問題があると思います。 市として、当然施策をされるとは思いますが、現在物価が上がっているという状況もありますので、その辺りの支援を充実させていただきたいと思います。 以上です。

丸谷会長	ありがとうございました。 佐野委員からは、ワークとライフを考えたときに、収入がどれだけ見込めるかという貧困の問題が大きいということでご意見をいただきました。 事務局の方でご意見ありますでしょうか。
石川課長	ご意見ありがとうございます。 おっしゃる通りの考えで、この部分を入れているというのはありますし、特に女性は男性と比べて貧困になりやすいという数字が実際に出ていているということもあります。この部分も福祉部門等との兼ね合いがございますので、関連事業で入れたり、当課では相談事業で実際に取り組んでいるところになりますので、そういったところで関わりを持ったり、事業として進めていくような形になるかと思います。
丸谷会長	ありがとうございました。 福本委員、お願いいたします。
福本委員	福本です。 最初に、計画の体系図が大幅に見直されて基本目標が3つになったということで、似たようなものをまとめられたというお話だったのですが、なくなったものもあるのかなと考えております。先ほど、教育についての話が出て、私も気になっていたところでした。 それ以外に、介護に関することは高齢者の記載に含まれるのでしょうか。介護というワードも以前はありましたが、今回は削除されているので、高齢社会の中で介護はどのように位置付けられているのかなというところに疑問を感じました。 その点について教えていただければと思います。
丸谷会長	事務局、お願いいたします。
石川課長	ありがとうございます。 基本目標3に「高齢者」の記載があるのですが、こちらはどちらかというと、人権という視点になってきます。 基本的には、基本目標Ⅰ、個別課題2の「ワーク・ライフ・バランスの実現」の「家庭における男女共同参画の促進」のところで入れていく形で考えております。
丸谷会長	あと、「基本目標Ⅲ すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現」の「7番 健やかな生活が続けられることができる社会の実現」でも、資料の10ページで個別課題7の図を見ると、親の介護なども入っているので、その辺りからの事業もつながるかもしれないですね。
石川課長	検討はしていきます。

福本委員	介護をワーク・ライフ・バランスに入れるとすると、仕事と介護の両立のような部分になると思うので、介護そのものはここでは取り扱わないということになるのでしょうか。 現行の計画では、介護予防などが個別課題14の高齢者のところに入っていますが、この自立支援などは今後取り扱わず、他の計画で実施するということになるのでしょうか。 第8次実施計画の報告書を見ているのですが、体系図の主要課題4の個別課題14のところで、「高齢者への福祉の充実・自立支援」という項目があります。介護に関する人の育成と確保など、ライフ・ワーク・バランスと違った面の観点が入っていたので、そこを無くしてしまったのかということが気になりましたが、先ほどのお話だと、基本目標Ⅰの個別課題2に入るとのことですね。
石川課長	現行計画の主要課題4の個別課題14の内容ですね。 例えば介護予防という形であれば、健康のところに入ってくることもありますので、そういう意味では、次期計画の基本目標Ⅲの個別課題7の健やかな生活のところに入ってくると考えております。 ここあたりも、どこまで男女共同という意味で考えていくかということがありますので、整理をしていきたいと思います。
丸谷会長	ありがとうございました。 その他にいかがでしょうか。 意見も出尽くしたようですので、次の議題に移りたいと思います。 ご意見のあったところについては、修正やご検討をいただくということによろしいでしょうか。 それでは、「議題3 市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画の年次報告について」事務局から報告をお願いします。
石川課長	それでは、「市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画」における令和6年度の年次報告書についてご説明いたします。 資料2をお願いいたします。 本日の報告は、市川市男女共同参画社会基本条例 第9条において、本計画における施策の実施状況は、当審議会に報告するものとするともに、市民に公表するものとする規定されておりますことから、ご報告させていただくものです。 2ページをご覧ください。

	年次報告に関する説明です。 第8次実施計画の年次報告は、進行管理事業について、白丸の一番下のとおり、目標値とその実績から、「十分達成できた」から「不十分だった」までの4段階で評価をすることとしております。 3ページの体系図をお願いします。 こちらは基本計画の体系図となります。 左側から主要課題、個別課題、施策となっております。 主要課題が8、個別課題が24、施策が78に体系化されており、この基本計画に基づき、第8次実施計画を策定しております。 第8次実施計画では97の事業を設定しており、そのうち、他の関連計画等に進行管理を委ねている関連事業が、68事業あります。 その関連事業を除いた、進行管理していく29の事業について、その概要を4ページから7ページに一覧でまとめております。 それでは8ページをご覧ください。 主要課題ごとのまとめで、令和7年1月に実施した、市川市eモニター制度によるアンケート項目を成果指標としております。 それに係る令和6年度の結果及びその達成率の記載でございます。 はじめに「主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進」です。 成果指標で左から2つ目の欄は、市の政策や社会のあらゆる分野において、「男女共同参加が進んでいる」と思う人の割合としております。 成果指標の目標値、色付けした令和6年度の欄の下段ですが、26%に対して、結果は24.9%と目標値を下回る形となり、前年比でも下落しております。 男女共同参画が進んでいると実感していただけるよう、取り組みの周知等を工夫して参ります。 次に「主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進」では、成果指標を「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合としております。 こちらは目標値の18%に対して、結果は27.5%となり、目標値及び前年度の数値を大きく上回っています。 この要因の1つとしては、回答の選択肢を変更したことも考えられます。 令和5年度までは「平等だと思う」の他は「男性の方が優遇されている」「女性の方が優遇されている」等の選択肢でありましたが、令和6年度からは、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「そう思わ
--	---

ない」等の選択肢と変更しております。

回答の内訳を見ると、「そう思う」が5.2%、「どちらかといえばそう思う」が22.3%となっております。

一方「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の回答が65%程度に達していることから、市民の男女共同参画への理解と具体的取り組みが進むよう、引き続き啓発や学習機会の充実を図ってまいります。

「主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現」では、成果指標を、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合としています。

こちらは目標値80%に対し、78.3%という結果となりました。

言葉の認知にとどまらず、それぞれの理想のワーク・ライフ・バランスを理解、尊重し合えるよう、講座や事業、事業者等への啓発等を継続して参ります。

次に、「主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実」では、「夫は外で働き、妻は家を守る方が良い」という考えに反対する方の割合を成果指標としております。

目標値が56%のところ、結果は56.4%とわずかに上回りました。

なお、27.3%の方が、夫は外で働き、妻は家を守ることに賛成と回答しているため、固定的性別役割分担意識の解消に向け、家族で参加できる講座などを通じて周知啓発等を継続して参ります。

「主要課題5 生涯を通じた健康支援」では、「自分の健康のために何かしているか」を成果指標とし、目標値は72%、結果は70.9%となりました。

今後もライフステージに応じた心身の健康づくりの支援や健康管理に関する啓発等を実施します。

「主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶」では、成果指標「DVが人権侵害であると認識する人の割合」について、目標値100%に対し、94.6%という結果となりました。

目標値に近づけるため、今後もより多くの方に正しい知識を持っただけできるよう、周知・啓発等に努めるとともに、被害者への相談支援の充実にも取り組んでまいります。

次に「主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進」では、「市川市は外国人が安心して暮らせるまちである」との指標について、目標値が62%、結果は50.8%となり、80%程度の達成率に留まりました。

なお同アンケートでは、「わからない」と回答された方が35%にのびりました。

市内には多くの外国籍の方が生活されておりますが、直接的な関わりが少なく、実感しにくい面もあるのかもしれません。

異文化への理解や外国人の安全安心、人権の配慮が進むよう、人権啓発や相談事業を通じて努めてまいります。

次に「主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備」では、成果指標「男女共同参画社会という用語を知っている人の割合」について、目標値90%に対し88%という結果となりました。

引き続き、男女共同参画の内容や必要性について、様々な媒体等を活用し、今後も広く周知してまいります。

全体を通して、昨年度と比較するとポイントが下落している項目が多くなっておりますが、過去5年の数字を確認したところ、概ね改善傾向か、ほぼ横ばいの数値となっております。

ただし、目標値に達していない項目が多く見られるため、引き続き各種取り組みを進めて参ります。

以上が主要課題の報告でございます。

続きまして個別の事業報告です。

9ページ以降につきましては、それぞれの事業において、計画期間である3か年の進行状況を比較できるよう作成したものです。

個々の進行管理事業については、重点事業として位置付けられている事業を中心に、抜粋してご説明させていただきます。

はじめに19ページ左側をご覧ください。

「1 各種審議会等への女性委員の登用の促進」です。

令和6年4月1日現在の女性委員の割合が32.7%であったことを受け、令和5年度までと同様、目標値に達していない審議会等に対して、改善計画書の提出を求めました。

女性委員のいない審議会等も3つ存在していることから、女性の登用が促進されるよう、引き続き担当部署等への働きかけを行ってまいります。

右側をご覧ください。

「2 女性職員の管理職登用の促進」です。

女性職員の上位職昇任への意識啓発として、女性職員のうち、副主幹職を対象に、「女性職員研修」を実施いたしました。

市職員における女性管理職の割合は22.8%となり、昨年度比で微増し

	ていますが、目標値には達していません。 女性職員研修による意識改革と並行し、働きやすい職場環境整備等により、女性の管理職昇任試験受験者の増加を目指していきたいと考えております。 13ページ右側をご覧ください。 「10 L G B T Q+に関する理解促進のための啓発」です。 多様な生き方が認められ、誰もが暮らしやすい世の中となるよう、講座の実施や情報紙の配布による情報発信を実施しています。 様々な情報発信手段を検討し、引き続き人権意識の醸成を図ってまいります。 17ページ右側をご覧ください。 「18 事業所等へのワーク・ライフ・バランス推進啓発」です。 この事業は、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行うもので、令和6年度も、市民、企業、市職員を対象としたワーク・ライフ・バランス講座をオンラインにて実施いたしました。 計14名の方にご参加いただきましたが、さらなる集客増加に向け、イベントの周知方法の検討などの工夫が必要と考えております。 ワーク・ライフ・バランスの推進には、事業者等の理解と取り組みも欠かせません。 今後も、庁内外の関係部署や関係団体と連携し、事業所等に向けたワーク・ライフ・バランス推進の啓発に取り組んで参ります。 20ページ左側をご覧ください。 「23 SNSを用いた女性のための相談」です。 これまで相談に繋がりにくかった方にとって、気楽に利用できるSNS相談は一定の効果を発揮したと考えております。 一方、利用実績数自体は多くなかったことや、国や県のSNS相談によりニーズを補うことができると考えたことから、令和6年度で事業を終了しております。 今後も様々な窓口を周知するとともに、面接相談や電話相談に注力し、悩みを抱える女性を支援できるよう努めてまいります。 22ページ左側をご覧ください。 「27 外国人への相談対応」です。 男女共同参画センターで実施している「女性のためのあらゆる相談」では、外国人女性からのご相談を寄せられることもございます。 昨年度の通訳を介した相談は2名となっております。 言語だけではなく、多様な文化や成育歴の背景にも配慮し、相談者に
--	---

	寄り添いながら、悩みの解決を支援するため努めてまいります。 以上で第8次実施計画の年次報告となります。
丸谷会長	ありがとうございました。 事務局からの報告について、ご意見はございますか。
石川課長	メールで提出をお願いした、事前の質問や意見等はございませんでした。
丸谷会長	佐野委員、お願いいたします。
佐野委員	個別課題5 「13 人権講演会の実施」ですが、今は中学生を対象で実施されていますが、もし可能であれば中学生等としていただいて、例えば教職を目指す学生を対象に、来年度から実施していただけると良いと思っています。 やはり、子どもを育てる立場の教員が人権意識をしっかりと持たないと、様々な問題が起きてくると思いますし、教育という意味では非常に効果があると思いますので、可能であれば検討していただきたいです。 以上です。
丸谷会長	ありがとうございます。 中学生等として対象を広げてほしいという意見がありました。 松尾委員、お願いいたします。
松尾委員	9ページの「2 女性職員の管理職登用の促進」ですが、以前より担当の方もご苦労が多いのかなと感じています。今回、希望者に1日主幹体験研修を実施したとあるのですが、何人ぐらい受講されたのか教えていただけますか。
牧野副主幹	昨年、私が参加しグループワークを行ったのですが、5～6人程度のグループが6～7つほどあったと記憶しています。記憶が曖昧で申し訳ございません。
石川課長	人事課が主催して実施したもので、データが手元になく申し訳ございません。定員は40人で募集をし、ほぼ埋まっていました。
松尾委員	よく工夫されて、人事課と連携しながら、また進めていただければと思います。
丸谷会長	ありがとうございました。 その他にございますか。 上田委員、お願いします。
上田副会長	今の話とも関わるのですが、管理職登用と審議会等の委員の割合がいずれも目標値に達成しなかったということでした。呼びかけてはいるが引き受けてもらえなかった、志望する人自体が少ない等の理由の分

	析なども行われると、対策に繋がるのかなと思いましたが、いかがでしょうか。
石川課長	審議会の方ですが、上田委員がおっしゃる通り、以前から課題となっています。関係団体に委員の推薦をお願いすることや、充て職でお願いするものが多く、そこに男性が多いということが1つの原因になっております。 私どもといたしましても、充て職にしても対象の役職を変えて、その中に女性がいる場合には、代わりに推薦いただくことはどうかという話をしたりして、少しでも女性の割合が増えるように話をしたりしているのですが、実態としてはそのようなことから女性委員が少なくなっています。 管理職の方は、令和5年度の試験からやり方が変わりまして、いわゆる非管理職から管理職に昇任する際の試験を、手挙げの試験と選考の2種類に変更しています。 もともと手上げの方は、男性も少なく、女性はさらに少ないという状況だったのですが、試験の方法が変わってもその状況は変わらないと伺っております。 なかなか手が上がらない理由としましては、子どもや介護の関係といった家庭の事情や自信が持てないといった意見を聞いています。 家庭の事情については、ワーク・ライフ・バランスの観点からは両立できるように進めていくことが求められておりますが、十分ではない状況です。 自信がないなど、ハードルを感じているという点に対しては、先ほどの主幹体験とはまた別に女性研修を行い、先輩の管理職女性に来ていただいて、体験談ややりがいを伝えることを研修として行い、少しでもハードルを下げるために取り組みを続けていくところと考えております。
丸谷会長	いかがでしょうか。取り組みを続けていくということかと思えます。こちらの資料を年次報告書として公表することになっておりますが、公表することに対しての修正や表現などについて、気になる点などございますか。 それでは、特段ご意見はございませんでしたので、これまで出たところで修正の必要がある場合は、修正や調整をしていただくということで、公表することとしてよろしいでしょうか。

	では、続きまして、議題4「市川市男女共同参画基本計画 第5次DV防止実施計画の年次報告について」です。
島添主幹	事務局からのご報告の前にご案内をさせていただきます。 丸谷会長ですが、この後、ご予約がございますので、ここまでのお時間で退席となります。 ありがとうございました。
丸谷会長	申し訳ございません。 (丸谷会長 退席)
島添主幹	会長が不在となりますので、ここからの議事進行については上田副会長にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。 それでは、事務局よりご説明をさせていただきます。
石川課長	それでは資料3に基づき、第5次DV防止実施計画における令和6年度年次報告書についてご説明いたします。 2ページをご覧ください。 「第5次DV防止実施計画」の進行管理事業につきましても、条例第9条に基づき、当審議会に報告するとともに、市民に公表するものとされております。 進行管理事業の評価や年次報告書の構成は、「第8次実施計画」と同様でございます。 3ページの体系図をご覧ください。 本実施計画は、左側に記載のとおり「DVの根絶」を基本理念とし、4つの基本目標、9つの取組の方向、28の事業に体系化されております。 この28の事業について、4ページから7ページに概要を一覧でまとめております。 次に、8ページをご覧ください。 基本目標ごとのまとめで、市川市e-モニター制度によるアンケート項目を成果指標とし、それに係る令和6年度の結果および対前年度上昇率を掲載しております。 表の項目のうち「対前年度上昇率」につきましては、令和6年度の数値から令和5年度の数値を引いたものを、令和5年度の数値で割り、100をかけた数値となっております。 △のついている数値は令和5年度からの下落割合、ついていないものは上昇した割合となります。

はじめに、「基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり」です。
成果指標は、「DVは許されないものだと考えている人の割合」として
しております。

令和6年度の結果は93.3%で、令和5年度の93.0%からは微増となっ
ております。

なお、アンケートでのDVの認知度を問う設問では、約93%の方が
「DVを知っている」と回答しており、DVについては社会的に広く
認知されてきていると言えます。

「DVを知っている」及び「言葉を聞いたことがある」と回答した方
のうち、94.6%の方が「DVは人権侵害である」と回答しています
が、一方で「わからない」「(人権侵害であるとは)思わない」とい
う回答も5.2%ありました。

DVは人権侵害であり「許されないものである」ということの認識が
広まるよう、効果的な周知・啓発方法を研究してまいります。

「基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実」では、「市のDV
に関する様々な相談窓口があることを知っている人の割合」を成果指
標としております。

令和6年度の結果は75.2%となり、令和5年度の76.7%に対し、上昇率
マイナス2.0%となりました。

引き続き、相談窓口の周知や関係機関との情報連携を行うことによ
り、DV被害者が早期に相談につながるよう取り組んでまいります。

「基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実」では、「市のDVに関
する様々な支援について知っている人の割合」を成果指標としており
ます。

令和6年度の結果は28.5%と、令和5年度の30.0%に対し、上昇率マイ
ナス5.0%となっております。

DV被害者の生活再建や自立に向けて、個々の状況に応じた支援を適
切に提供するとともに、関係部署との連携によるスムーズな支援を実
施します。

「基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制」では、「本市の緊密な連携によ
る支援に期待する人の割合」を成果指標としております。

令和6年度の結果は79.3%と、令和5年度の80.0%に対し、上昇率マイ
ナス0.9%となっております。

相談体制や自立支援も含め、DV被害者への対応に際しては、様々な機関、部署との連携を欠かすことはできません。

組織間での日常的な情報共有や連携体制の整備をさらに促進するとともに、相談者の状況に沿った情報提供を行い、適切なサポートを受けられるよう取り組んでまいります。

全体を通して、最大で5%の下落率という結果となっていますが、その項目でも回答の割合でみると1.5ポイントのマイナスであり、人数にすると20名に満たない変動となることから、おおむね昨年同様の結果といえると考えております。

しかしながら、マイナスの数値が出ているところではありますので、引き続き力を入れていきたいと考えております。

ここからは、個別の事業報告書です。9ページ以降につきましては、「第8次実施計画」と同様の記載方法となります。

こちら、重点事業中心に、個々の進行管理事業について抜粋してご説明させていただきます。

9ページ左側 「1 相談窓口の周知活動」です。

この事業は、DV相談窓口の案内カード等を市の窓口に配布するなどして、相談窓口の周知を図るものです。

5ヶ国語に対応した案内カード等を配布することで、外国人女性への周知も広く行っております。

カード等の配布場所については、庁外施設を含め拡大を検討します。

引き続き、外国人を含めたDV被害者へ相談窓口の情報を周知し、DVを許さない社会づくりに努めてまいります。

12ページ右側をご覧ください。

「8 支援体制強化のための相談経過記録の作成」です。

この事業は、相談のあった個々のケースに対する対応等の経過記録を作成し、相談員と職員が被害者の情報と支援方法を共有することで、支援体制の強化をはかるものです。

令和6年度は、個人を特定して相談をお受けした、新規相談者304名分の経過記録を作成し、情報共有を図りながら個々の状況に応じた適切な対応を検討してまいりました。

引き続き、質の高い相談経過記録の作成や綿密な情報共有の実施によ

り、よりよい支援を提供できるよう努めてまいります。

13ページ右側をご覧ください。

「10 相談員ケース検討会議の実施」です。

この事業は、特に支援において他機関との連携が必要なケースや危険度の高いケースについて、相談員と職員が定期的に情報共有を行い、状況に応じた支援方法を検討することで、相談体制の強化につなげることを目的としたものです。

週1回程度の開催を目指しており、令和6年度は48回開催いたしました。

目標値には達しておりますが、緊急を要する相談については、これとは別途に情報共有を行っており、引き続き支援の充実に努めてまいります。

続きまして、15ページ右側をお願いいたします。

「14 DV相談担当職員の相談対応力向上のための研修の実施」です。

この事業は、DV相談を担う職員の相談対応力の向上を目的とした研修を行うもので、職員の状況に合わせて内容を選定しています。

令和6年度は、他者との関係における「境界線」や、幼少期の経験による身を守る方法の違いに関する内容を取り扱い、対応スキルの向上を図りました。

今後の研修においても、相談者の支援に必要と思われるテーマを選定し、スキルアップや相談対応の底上げを図ってまいります。

続きまして、20ページ右側をお願いいたします。

「24 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施」です。

この事業は、DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待といった家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関、関係部署で構成される最上位の会議で、情報の共有と連携強化を目的に開催するものです。

昨年度は8月21日に開催、今年度につきましては、来週25日に開催予定となっております。

それぞれの現場での支援における有益な情報交換を進めることで、共通認識を持ち、さらに支援を充実させられるよう、連携強化につなげてまいります。

	22ページ右側をお願いします。 「28 DVと児童虐待の関連に関する認知度を高めるための協働・連携」です。 令和6年度も、市内大学の学生に対し、児童虐待関係部署と連携し、DVや児童虐待に関する講義を行い、DVと児童虐待は密接に関わりがあることの理解促進を行いました。 DVと児童虐待の関係性について、広く周知することや関係部署との連携を強化することにより、より効果的な支援を実現すべく取り組んでまいります。 報告は以上となります。
上田副会長	はい、ありがとうございました。 ただいまの報告に関して何かご質問ご意見はございますか。 友松委員、よろしくお願いします。
友松委員	12ページの右側、支援体制強化のための相談経過記録の作成の人数が、令和3年から令和6年にかけて200人以上減っています。 新しいシステムを入れて、以前は同じ方を2件で数えていたところを1件にしたということでしょうか。何か別の原因があるのでしょうか。 そこについて、一言いただきたいと思いました。
上田副会長	事務局、いかがでしょうか。
石川課長	システム自体に変更はなく、人数のカウントの仕方は同じです。 DVの相談については、1回相談に来て以降継続する方が多く、相談件数としてはかなり増えているのですが、昨年度は新規の方が100人減っています。相談件数自体は増えているのですが、コロナ禍で増えて、それ以降は新たに相談する方が減ったのかと考えております。 ここの人数を増やすことが決していいことではないとは考えているのですが、原因の分析はなかなか難しいです。一因としてコロナ禍前後ということがあるとは思いますが、はっきりとした傾向は掴めていません。
友松委員	分かりました。 ありがとうございました。
上田副会長	他に何かございますか。 後ろの方の対応の実績を拝見すると、やはりDVの事例自体はかなり多くなっています。先ほどの件も含め、数値が増えることと減ること、どちらが良いことなのかという点はなかなか判断が難しいです

	が、様々な対応が増えて支援がうまく回っていることの証拠でもある と思って拝見しておりました。 他に何かございますか。 それでは、令和6年度の年次報告書は、この内容で公表することとして よろしいでしょうか。
	【異議なしの声】
上田副会長	では、そのようにお願いいたします。 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。 会議録作成についてお知らせいたします。 本日の会議録につきましては、事務局で案を作成していただいて、委 員の皆様に確認をしていただいた後に、ホームページ等で公表してい くという予定になっておりますので、ご協力よろしくをお願いいたしま す。 それでは、これをもちまして令和7年度第1回市川市男女共同参画推進 審議会を終了いたします。

令和7年9月25日
 市川市男女共同参画推進審議会会長

署名 丸谷 亮子